施設・設備の保守及び備品の管理経費について

【別紙３】

施設及び設備の保守・維持管理経費は、以下の項目で収支予算計画書に計上してください。

１　施設・設備の保守業務費の算出

上記概算経費は、以下に示す金額の範囲内で算出し、より詳細な業務の項目、内容及び経費については、協定書で協議し決定することとする。

【概算経費の上限】（年間）施設・設備の保守業務　　：8,002,000円

２　建物等修繕費

1. 建物及び付帯設備の修繕費の経費負担は、下表のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所要経費（１件あたり予定価格） | 経費負担 | 財産の帰属 |
| ６０万円未満（消費税を含む） | 指定管理者 (\*1) | 区 (\*2) |
| ６０万円以上（消費税を含む） | 区(\*3) | 区 |

\*1 ①　建物付帯設備は、運営上の迅速性・機能性を確保するため、原則１件あたり予定価格60万円未満(消費税を含む)の場合は指定管理者が負担するものとします。

②　設備で備品扱いとなる場合は、原則、指定管理者の負担とします。

\*2　建物及び付帯設備であるため、指定管理者負担により処理したものであっても、区の帰属とします。

\*3　原則、区が負担します。ただし、修繕内容等によっては、指定管理者と協議の上、指定管理者に負担していただく場合もあります。

３　備品整備費

* 1. 指定管理者が備品を持ち込むことも可能ですが、区が所有する現状の備品を使用（無償貸与）するものとします。ただし、備品修繕費等の維持管理経費については指定管理者の負担となります。また、経年劣化等による更新時の経費負担は、下表のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備品の分類 | 経費負担 | 財産の帰属 |
| 設置工事等が必要で、施設と一体的と見なされる備品 | 区 | 区 |
| その他 | 指定管理者 | 区 |

* 1. 現指定管理者がリース契約によって整備した備品で、リース期間の残余がある備品については、その契約を引き継ぐものとします。

４　その他

応募法人が必要と認める経費を計上してください。

５　備品一覧

　次ページ参照

